

法学研究 第六十九巻 (平成八年 自十二号 至十二号) 総目次

論 説

日本における最近の更正緊急保護の動向について	一	宮澤浩一
弁護士偏在問題について	一	石川明
パテルノストロと条約改正	一	森征一
一七二二年プロセイン「抵当権・破産令」中のインミシオン質権制度	一	斎藤和夫
ドイツ強制抵当権制度の展開の起点	一	笠原英彦
近代日本における衛生行政論の展開	一	笠原英彦
――長与専斎と後藤新平――	一	笠原英彦
旧民法・現行民法の条文対照	一	戸克彦
――付・条文対照表(旧民法財産編総則・物権部)――	一	戸克彦
ウィグモアの法学学校	一	岩谷十郎
――明治中期一アメリカ人法律家の試み――	一	岩谷十郎
「受領」概念の機能的考察	一	北居功
――商法五二六条の機能分析を契機に――	一	北居功
大店法問題と競争政策	一	馬川千
高齢者福祉の歴史的展開について	一	稲葉光
秦漢法治政	一	堀谷毅彦

フランス親子関係法における自然子の権利の保障の変遷	一	三九	山田美枝子
宿蔵物の保護に関する一考察	一	三九	松田和晃
支那事変下における馬場恒吾の対支外交批判	一	四七	鈴木麻雄
アストラントの改正作業	一	四一	大濱しのぶ
——一九九一年七月九日の法律の審議過程——			
手形の偽造者の責任	一	四九	今泉邦子
法律行為の取消における第三者保護の法律構成序説	一	五三	武川幸嗣
——民法九六条三項の意義と法理を中心に——			
LAW AND MORALITY IN EARLY MEIJI LEGISLATION: THE CASE OF THE EDICT ON MOURNING AND ADSTINENCE	一	六六	平井孜子
mediation の在り方について	二	二	石川明
神戸寅次郎「契約解除論」再考	二	二七	内池慶四郎
——私の研究ノートⅢ——			
建物の区分所有における専有部分の敷地利用権	二	四	新田敏
株主総会をめぐる法的紛争の誘因	二	九	加藤修
訴訟終了宣言と我が国の判例	二	三	坂原正夫
死刑代替論について	二	三	加藤久雄
中世イタリア都市社会における「正義」のイメージ	二	五	森征一
——A・ロレンツェッティ作『善政のアレゴリー』を中心として——			
一八世紀・プロイセン抵当権諸立法中の強制抵当権制度	二	一五	斎藤和夫
——裁判上債権者の法的地位の劣位化——			
参審制度について(続)	二	五	平良木登規男
量刑理論の体系化のための覚書	二	五	井田良

インドネシアにおける検察官の捜査権	二	三九	太田達也
―新検察庁法成立過程における議論を中心として―			
二一世紀に向けての日本の被害者対策論	二	五九	諸澤英道
―わが国の被害者実態調査および諸外国の現状認識を踏まえて―			
犯罪統制と個人による犯罪被害防止活動	二	六一	富田信穂
社会的コントロール理論の有効性に関する比較実証研究	二	四一	谷岡一郎
―自己申告方式による非行調査における日米の地域社会特性の差異について―			
フランス不能犯論の歴史的変遷	二	四五	末道康之
CRIMINAL POLICY IN JAPAN: A CASE STUDY OF AUM SHINRIKYO	二	五二	Schura FULLER-COOK
国際租税法の概念	三	一	木村弘之亮
特許無効とその手続(二)	三	一五	君嶋祐子
国家の概念とウェーバーの間違い	四	一	根岸毅
社会主義国家崩壊の原因	四	三	森田昌幸
無制限納税義務と制限納税義務とのあいだの異動	五	一	木村弘之亮
―国外逃散課税と国外転居課税に関する立法の必要性―			
売主瑕疵担保責任と危険負担との関係(一)	五	元	北居功
―種類債務の合意による特定を契機として―			
政治コミュニケーション研究の再構成	六	一	大石裕
―排除モデルに関する一考察―			
売主瑕疵担保責任と危険負担との関係(二)	六	元	北居功
―種類債務の合意による特定を契機として―			
強制執行手続の構造について	七	一	ゲルハルト・リュケ 三上威彦／訳

特許無効とその手続(三).....	七	君嶋祐子
米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程.....	七	我部政明
—一九四三年から一九四六年—	七	
米中和解と日米関係.....	八	添谷芳秀
—売主瑕疵担保責任と危険負担との関係(三)—	八	北居功
—種類債務の合意による特定を契機として—	八	
特許無効とその手続(四).....	八	君嶋祐子
共同所有と共同訴訟について.....	八	河村好彦
ドイツ印象主義の社会的側面.....	九	蔭山宏
—大都市経験と芸術—	九	
—売主瑕疵担保責任と危険負担との関係(四)—	九	北居功
—種類債務の合意による特定を契機として—	九	
戸田貞三による社会調査論の展開.....	十	川合隆男
「統治の解体」論と抵抗権理論.....	十	大澤麦
—G・ローソン『聖俗政体論』とイングランド革命—	十	
財産制度史研究にみえたる法思想.....	十	頼松瑞生
—中田薫を中心に—	十	
ドイツ民法における上告制限.....	十一	石川明
—わが国の新民事訴訟法における上告制限に関連して—	十一	
インドネシアの新しい矯正保護法.....	十一	太田達也
—一九九五年「社会化法」を巡って—	十一	
一九二六年近東貿易会議.....	十二	池井優
—日本・トルコ関係史の一断面—	十二	

政府の役割について……………	三三	田中宏
租税条約上の無国籍による無差別取扱条項……………	三三	木村弘之
批判的人種理論に関する一考察……………	三七	大沢秀介
九三年衆議院選における投票行動の分析……………	三七	小林良彰
マリア・ルス号事件の再検討……………	三七	笠原英彦
―外務省「委任」と仲裁裁判―……………	三七	
第一四回衆議院議員選挙と普通選挙問題……………	三九	玉井清
―政友会の戦術を中心に―……………	三九	
ハル・ノートと満州問題……………	三九	須藤真志
七分積立金制の展開に関する一考察……………	三八	稲葉光彦
禁衛府廃止経緯……………	三九	藤井徳行
邪馬台国の位置に関する覚書……………	三五	上野利三
―日本国家史研究の一齣―……………	三五	
自治体行政への住民参加の推進に果たす情報公開の意義……………	三五	清原慶子
―東京都臨海副都心開発懇談会の事例から―……………	三五	
研究ノート		
ドイツにおける建築家の著作権……………	四四	日向野弘毅
―建築設計図書と建築物の著作物性の基準をめぐって―……………	四四	
『ウィ・チュタット回顧録』とインドネシア新秩序体制……………	六〇	山本信人
ドイツにおける建築家の著作権……………	九二	日向野弘毅
―建築主の利用権を中心として―……………	九二	
ドイツにおける建築家の著作権……………	九二	日向野弘毅
―設計及び建築物の改変及び変更を中心として―……………	九二	

資料

村田本『治罪法草案審査第二読会修正趣意書』 — 治罪法編纂過程の基礎的研究 —	三	向井 祐 健
一九九一年インドネシア共和国検察庁法〔邦訳〕 インドネシア刑事法文献目録(一) — 単行書編 —	三 一四 一八	太田 達也 太田 達也 ジャン・プラデル
フランス刑事法の現在の動向	四	島岡 まな 訳
離婚権の放棄	五 一〇七	ゲルハルト・リュケ 坂原 正 夫 訳 田原 有 里 訳
国際裁判管轄の合意 — 訴訟法と実体法の中間的契約 —	五 一四	ペーター・ゴットヴァルト 坂本 恵 三 訳 芳賀 雅 顯 訳
インドネシア刑事法文献目録(二) — 調査報告書編 —	七 一八六	太田 達 也
故峯村光郎名誉教授筆記 神戸寅次郎先生講述 民法総論(法律行為ノ部) — 神戸寅次郎民法講義拾遺 —	八 九 一〇	内池 慶 四 郎 トルステン・シュタイン 岡田 俊 幸 訳
ドイツ連邦憲法裁判所のマーストリヒト条約判決について	八 一四	岡田 俊 幸 訳
旧民法・現行民法の条文対照表 — 旧民法財産編総則・物権部(一) —	九 一三五	七 戸 克 彦

ドイツ刑法学の現状（追録Ⅷ）（I・A—D）	十三	宮澤浩一
旧民法・現行民法の条文対照表	十三	戸克彦
—旧民法財産編総則・物権部（二）—	十三	宮澤浩一
ドイツ刑法学の現状（追録Ⅷ）（II・F—J）	十三	宮澤浩一
旧民法・現行民法の条文対照表	十三	戸克彦
—旧民法財産編総則・物権部（三）—	十三	坂田仁
スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（一九九四年）	十三	坂田仁
—北欧犯罪学・刑事法制研究雑録—	十三	坂田仁

判例研究

〔商法〕		商法研究会
三五七 生命共済において、被共済者が第一順位の受取人に故殺され、当該受取人もこれと同時に死亡した場合の次順位受取人の共済金請求の可否	三五	八島宏平
三五八 合併に際して閲覧に供すべき相手方会社の貸借対照表は原則として前期の決算貸借対照表で足りるとし、また合併比率の不当不正自体は合併無効事由とはならないとした事例	四	二島原宏明
三五九 株券が発行されていない同族会社において株式の贈与がなされた場合とその効力発生時期	五	二小西理恵子
三六〇 内部者取引を理由とする損害賠償請求が因果関係がないとして棄却された事例	六	三並木和夫
三六一 譲渡制限付株式の先買契約の撤回	七	二〇九黄清溪
三六二 白地手形の保証人兼裏書人に対する手形金請求と権利の濫用	八	二六高田晴仁
三六三 株式の譲渡制限を定款に定める会社において、株式の譲渡につき株主全員の承諾があったときは、その譲渡は会社に対する関係においても有効であるとした事例	九	二八鈴木千佳子
三六四 保険金受取人の指定のないときに被保険者の法定相続人に支払う旨保険約款上定められている場合の法定相続人の保険金の取得割合	十一	二七鈴木達次
三六五 株主割当の際の失権株を、慣例に従い、従業員持株制度のために額面額で取得した会社代表者と、商法二八〇条の第一項および二六六条一項五号の責任	十二	二五山本爲三郎

三六六 明告を欠く高価品の紛失による運送人の責任とフランチャイザーの名板貸責任 七二六 来住野 究
 〔最高裁判事例研究〕

三二三 平成七 一 平成六・一・二二・第三小法廷判決・最高民集四八卷七号一三五頁 三一五 高崎 英雄

三二四 平成六 七 平成六・一〇・二五・第三小法廷判決・判例タイムズ八六八号一五四頁 四〇六 栗田 陸雄

三二四 昭和三〇 二 昭和三〇・一・二八・第二小法廷判決・最高民集九卷一号八三頁 四〇四 鈴木 貴博

三二五 平成七 五 平成七・三・七・第三小法廷・最高民集四九卷三号八九三頁 五七〇 本村 健一

三二六 平成七 三 平成七・三・七・第三小法廷判決・最高民集四九卷三号九一九頁 六四四 小池 順一

三二六 平成七 四 平成七・四・一四・最高裁第二小法廷判決・民集四九卷四号一〇六三頁 六五五 西澤 宗英

三二七 平成七 五 平成七・三・二三・第一小法廷判決・最高裁民集四九卷三号九八四頁 七二六 河村 好彦

三二八 平成三 四 平成六・九・二七・第三小法廷判決・判時一五一三号一一頁・判タ八六七号一七五頁 八七三 草鹿 晋一

三二九 平成七 六 平成七・七・一四・第二小法廷判決・最高裁民集四九卷七号二六七四頁 九一六 石渡 哲

三二九 昭和三〇 三 昭和三〇・一・二八・第二小法廷判決・最高民集九卷一号一二五頁 九二五 矢島 啓至

三三〇 平成七 七 平成七・七・一八・第三小法廷判決・最高民集四九卷七号二六八四頁 一八五 西澤 宗英

三三一 昭和三〇 二 昭和三〇・三・二四・第一小法廷判決・最高民集九卷三号三五七頁 一七六 鈴木 貴博

〔下級審民訴事例研究〕 民事訴訟法研究会

36 米国ニューヨーク州の裁判をわが国で承認した一事例（執行判決請求事件・東京地裁平成六年一月一四日判決・判例時報一五〇九号九六頁） 五一三 山田 恒久

37 第一審の訴訟手続が公示送達によってなされた場合において、公示送達を了知しなかったことから控訴期間を遵守できなかったことにつき、控訴人に帰責事由がないとして、控訴の追完が認められた事例（東京地裁平成六年一月二二日判決（東京地裁平五（レ）二〇二二号）土地所有権移転登記請求控訴事件、判例時報一五三五号一〇九頁） 七二六 藤井 まなみ

紹介と批評

社会調査史研究に向けて……………	三	吉
川合隆男編『近代日本社会調査史』ⅠⅡⅢを読んで……………	二七	原
石井貫太郎著『国際政治分析の基礎』『現代国際政治理論』……………	四〇	飯
栗林忠男著『注解国連海洋法条約 下巻』……………	四二	塚
三上威彦編著『ドイツ倒産法改正の軌跡』……………	五〇	杉
石川明・小島武司 編『国際民事訴訟法』……………	五二	高
中野貞一郎・石川明 編『ゲルハルト・リュッケ教授退官記念・民事手続きの改革』……………	七三	原
	七六	加
	八二	藤
	八二	哲
	九一	夫
	中	之
	山	二
	幸	
	二	

特別記事

賀川真理君学位請求論文審査報告……………	四
石川晃司君学位請求論文審査報告……………	一〇七
石川才顯君学位請求論文審査報告……………	一六
韓圭寅君学位請求論文審査報告……………	一七四
増田正君学位請求論文審査報告……………	七三
丁在文君学位請求論文審査報告……………	一四三
君嶋佑子君学位請求論文審査報告……………	八
	八
	一八七
	八
	一九四